

戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）の概要

【趣旨・目的】

この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「条例」という。）第20条第3項において、条例の実効性を確保するために設置される戸田市自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものです。

条例では、実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、市民を含む多様な委員構成である委員会を設置し、4年を超えない期間ごとに、条例の見直しの検討を行うことを規定しています。

【所掌事務】

委員会の所掌事務は以下のとおりとします。

(1) 条例の運用に関すること。

まちづくりに取り組んでいる人やこれから取り組もうとしている人をサポートします。また、これまで地域の活動に参加していなかった人も含め、まちづくりの担い手を増やし、交流のきっかけとして機能することを目指していきます。

(2) 条例の普及・啓発に関すること。

条例の存在を知らない人も含めて、条例の趣旨を周知・発信することで、趣旨や目的の理解を進めていきます。

(3) 条例の見直しに関すること。

条例で規定されているとおり、4年以内に、条文の見直し及び更新等が必要かどうかを検討します。

(4) その他条例に関すること。

【組織】

委員会は委員13人以内で組織します。

委員の構成は、様々な人が集まれる「市民の集約の場」となることを目指し多様な構成となるよう、次に掲げるとおりとし、市長が委嘱します。

(1) 戸田市自治基本条例検討市民会議参加者

(2) 市民（市内在住、在勤、在学者 市内事業者 町会・自治会等 ボランティア団体等）

(3) 市内の各種団体の推薦を受けた者

(4) 市議会議員

(5) 市職員

(6) 学識経験者

(7)その他、市長が必要と認める者

【任期】

任期は2年とします。再任は妨げません。

委員に欠員が生じたときは、残任期間について補欠委員を委嘱する。

【委員長及び副委員長】

・委員長 1人

・副委員長 1人

・選任方法 委員の互選

・役割 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときに職務を代理する。

【会議】

委員会は、委員長が招集し、議長となります。

委員会は、半数以上の出席で開催することができます。

委員会の決議は、出席委員の過半数により決定します。賛否同数のときは、議長の決するところによります。

委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができます。

【分科会】

委員長は、所掌事務の調査等を進めるにあたり、テーマを決めて分科会を設置することができます。分科会には1人以上委員が加わるものとし、その他の必要な事項は別に定めます。

【庶務】

委員会の庶務は、市民生活部協働推進課が処理します。

【委任】

そのほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定めます。